

(お知らせ)

令和4年12月20日
防 衛 省

再就職等規制違反行為について

防衛省は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第65条の3第1項（自己求職規制）及び同法第65条の4第1項（働きかけ規制）に違反する行為の疑いがあるとして、同法第65条の8第1項で準用する国家公務員法第106条の17の第1項に定める任命権者調査を行ってきたところです。

今般、再就職等規制に係る調査が終了し、違反行為が認められましたので、内閣府再就職等監視委員会に報告を行い、再就職等規制違反に係る再発防止策を講ずることとしましたので、下記のとおり概要をお知らせいたします。

記

1 事案概要

(1) 調査の端緒

近畿中部防衛局調達部の元建築課長（以下「元建築課長」という。）及び元東海防衛支局建築課長であり、建設会社の顧問（以下「建設会社顧問」という。）が、令和4年5月10日、入札談合等関与行為防止法違反等の疑いで逮捕された事件において、元建築課長は、入札における秘密情報を教示することの見返りとして、建設会社顧問が所属する建設会社への再就職を予定していたとの取材報道を端緒として、再就職等規制違反の疑いについて内閣府再就職等監視委員会に報告を行った上で調査を開始。

(2) 元建築課長に対する再就職等規制違反の事実認定

元建築課長は、建設会社顧問に対し、再就職に繋がり得る自己に関する情報を提供した（自己求職規制（自衛隊法第65条の3第1項）違反）。

また、元建築課長は、建設会社顧問から次号の働きかけを受けたにも関わらず、その旨を届け出ず（届出義務（自衛隊法第65条の4第10項）違反）、働きかけに応じ職務上の不正な行為（入札における秘密情報の教示）を行った。

(3) 建設会社顧問に対する再就職等規制違反の事実認定

建設会社顧問は元建築課長に対し、自衛隊基地の施設工事に関し、入札における秘密情報を教示するように要求した（働きかけ規制（自衛隊法第65条の4第1項※）違反）。

※再就職者が、離職前5年間に在籍していた局等組織に属する隊員に対し、離職前5年間の職務の契約等事務に関する働きかけの規制

2 再発防止策

再就職等規制制度等に関する全隊員への周知徹底を行うほか、官製談合防止、コンプライアンスの啓発の機会に併せて再就職等規制制度の啓発を行う。

これに加え、営利企業等との接触機会が多い地方防衛局に対して再就職等規制担当部局から直接教育を実施し規制の遵守の周知徹底を図る。